

2016年1月14日

内閣総理大臣	安倍晋三 殿
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）	河野太郎 殿
消費者庁長官	板東久美子 殿
消費者委員会委員長	河上正二 殿
消費者委員会特定商取引法専門調査会座長	後藤巻則 殿

内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
理事長 高畠 英弘（京都産業大学法科大学院教授）
〒604-0847
京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地
ヒロセビル4階
TEL075-211-5920 FAX075-746-5207
E-mail mail@kccn.jp

特定商取引法改正の答申に対する意見

内閣府消費者委員会は、本年1月7日、特定商取引法専門調査会の報告書に基づき特定商取引法の規律の在り方についての答申を公表しました。

特定商取引法の報告書は、被害の後追いとなる指定権利制を廃止すること、アポイントメントセールスの呼出し手段等としてSNSと電子広告を適用対象に加えること、継続的な美容医療契約を特定継続的役務提供に追加することなど、被害防止・救済に資する提言が複数あることは評価できます。しかし他方で、迷惑な訪問勧誘や電話勧誘を事前に拒否する拒否者登録制度やお断りステッカー制度の導入が見送られたことや、インターネット通信販売の虚偽広告による契約の取消権の付与が見送られたことは消費者被害の救済の観点から極めて遺憾です。

今回の専門調査会は、事業者団体関係者のヒアリングばかりを繰り返し、消費者・消費者団体側のヒアリングは全く行われなかったなど、事業者側の意見を偏重する傾向がありました。

また、勧誘規制に関する審議の中で、事業者側委員は、全国の消費生活センターに寄せられる消費生活相談を集約したPIO-NET情報に対し、消費者の一方的な申出を記録したものに過ぎないとか、相談情報が客観的に整理し切れておらず勧誘規制を強化する根

拠とならない、などという主張を繰り返しました。しかし、専門調査会の審議の中でも示されたように、P I O－N E T情報は、消費者問題専門家である消費生活相談員が消費者から事情を聴き取り、統一的な入力要領に基づいて情報を入力し、担当職員の二重のチェックを経て登録される情報であること、1件ごとに見れば消費者の申出であっても、同様の苦情が数百件、数千件、数万件と集約されれば、不適正な販売方法の存在が推測されるデータとして十分な価値があること、民事裁判の資料や警察の捜査資料や各省庁の審議会の資料や国会審議の資料として年間3000件以上の情報提供が行われていることなど、消費者トラブルの実態を示す第一級のデータベースです。P I O－N E T情報の信頼性を否定しようとする事業者側委員の態度は、消費者被害の実態や消費者の意見を無視する事業者の姿勢にほかなりません。

私たちは、高齢者の消費者被害やインターネット取引被害が日々繰り返されている現状を踏まえ、消費者委員会の答申に基づいて特定商取引法の改正を直ちに進めることを要望します。そして、先送りされた課題については、今後の消費生活相談の推移や消費者・消費者団体の声を踏まえて、できるだけ早い時期に実効性ある法制度の改正に向けた検討を開始することを要求します。